

令和5年広審第7号

裁 決

モーターボートAモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高木省吾出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和4年8月6日13時14分

広島県横島西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA モーターボートB

総 ト ン 数	3.4トン	
登 録 長	9.33メートル	6.88メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	電気点火機関
出 力	151キロワット	103キロワット

3 事実の経過

Aは、平成17年2月に進水し、船体ほぼ中央に操舵室を配し、同室前部右舷側に舵輪、機関遠隔操縦装置、レーダー及びGPSプロッター2台をそれぞれ装備したFRP製モーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、親族1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.6メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和4年8月6日07時30分広島県尾道糸崎港を発し、愛媛県高井神島北方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、前示釣り場に到着して釣りを始め、釣り場を移動しながら釣りを行ったのち、13時12分横島西方沖合の釣り場を発進し、広島県向島南方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、レーダー及びGPSプロッター2台をそれぞれ作動させ、操舵室右舷側の操縦席に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、13時12分半僅か過ぎ横田港一文字防波堤西灯台（以下「横田港灯台」という。）から241度（真方位、以下同じ。）2.05海里の地点で、針路を305度に定め、15.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

定針したとき、a受審人は、正船首650メートルのところに、Bを視認することができ、同船がほとんど移動しないことから、漂泊していることが分かり、その後Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、釣り場発進時に周囲に他船を見かけなかったため、依然として前路に航行の支障となる船舶はいないものと思ひ、

見張りを十分に行わなかったもので、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けることなく続航し、13時14分横田港灯台から250度2.25海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首がBの右舷船尾部に前方から80度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の南風が吹き、潮候は上げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、平成4年6月に進水し、船体ほぼ中央に操舵室を配し、同室前部右舷側に舵輪、機関遠隔操縦装置及びGPSプロッターをそれぞれ装備したFRP製モーターボートで、b受審人が単独で乗り組み、釣りの目的で、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じないまま、船首0.3メートル船尾0.6メートルの喫水をもって、同日06時30分広島県千年港を発し、横島西方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、08時40分前示釣り場に到着したのち、漂泊して釣りをを行い、12時44分衝突地点付近で、船首が北東方を向き、機関を停止し、再び漂泊して操舵室後方で釣りを開始した。

13時12分半僅か過ぎb受審人は、衝突地点で、船首が045度を向いていたとき、右舷船首80度650メートルのところに、Aを視認することができ、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、自船は漂泊して釣りを行っているため、航行中の他船が自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかったもので、このことに気付かなかった。

こうして、b受審人は、避航を促す音響信号を行うことも、更に接近しても、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続け、13時14分僅か前至近に迫ったAを認め、両手を振ったものの、B

は、船首が045度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部外板に擦過傷を、プロペラ翼及びプロペラ軸に曲損をそれぞれ生じたが、のち修理され、Bは、右舷船尾部外板に破口等を生じて沈没し、のち廃船処理された。

(航法の適用)

本件は、海上交通安全法が適用される横島西方沖合において、航行中のAと漂流中のBとが衝突したものであるが、同法には、本件に適用される航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂流中の船舶との関係についての航法規定がないことから、本件は、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、横島西方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、前路で漂流中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、横島西方沖合において、向島南方沖合の釣り場に向けて航行する場合、他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、釣り場発進時に周囲に他船を見かけなかったため、依然として前路に航行の支障となる船舶はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂流中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突する事態を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせたうえ、Bを廃船させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

b 受審人は、横島西方沖合において、釣りをを行う目的で漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、自船は漂泊して釣りを行っているもので、航行中の他船が自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する A に気付かず、避航を促す音響信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けて衝突する事態を招き、A 及び B 両船にそれぞれ損傷を生じさせたうえ、B を廃船させるに至った。

以上の b 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 7 月 27 日

広島地方海難審判所

審判官 山本哲也